別表三の一二付表の記載要領第五号中「「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の減少額として帰せられる金額の合計額　⑹」」を「「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額　⑹」」に改め、「並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号。次号において「特別措置法」という。）第52条（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算した復興特別法人税の減少額として帰せられる金額」を削り、同第六号中「「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の負担額として帰せられる金額の合計額　⑺」」を「「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額　⑺」」に改め、「並びに特別措置法第52条の規定により計算した復興特別法人税の負担額として帰せられる金額」を削り、同第七号中「おいて租税特別措置法」を「おいて所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成28年旧措置法」という。）」に改め、同号⑴中「租税特別措置法」及び「同法」を「平成28年旧措置法」に改め、同号⑵及び⑶を次のように改める。

⑵　「別表一の二(一)「５」＋「７」のうち帰せられる金額　⑻」の欄の記載に当たつては、別表一の二(一)「10」の外書の金額のうち各連結法人に帰せられる金額を同欄の上段に外書として記載すること。

⑶　「連結親法人が中小連結親法人以外の場合 ((⑻＋⑼－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－(別表六の二(二)付表「18」又は別表六の二(二の二)付表「14」)－別表六の二(六)「19」－別表六の二(七)「28」－別表六の二(八)「20」－別表六の二(九)「９」－別表六の二(十五)「19」－別表六の二(十八)「25」－別表六の二(十九)「９」)　⑽　から「住民税額 ((⑻又は⑽又は⑾)のいずれか多い金額)×16.3%　⑿」まで及び「調整個別帰属地方税額に係る控除額 ((⑻又は⑭のいずれか多い金額)×16.3%)×20%　⒂」の各欄の記載に当たつては、上記⑵で外書きした金額を「⑻」に含めて計算すること。

別表三の一二付表の記載要領第九号及び第十号を次のように改める。

9　「住民税額 ((⑻又は⑽又は⑾)のいずれか多い金額)×16.3%　⑿」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　連結親法人が租税特別措置法第68条の９第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人に該当する場合には「⑽又は」を消し、その他の場合には「又は⑾」を消すこと。

⑵　令第155条の25第１号に規定する個別所得金額がない場合には、「又は(⑽又は⑾)のいずれか多い金額」を消すこと。

10　「調整個別帰属地方税額に係る控除額 ((⑻又は⑭のいずれか多い金額)×16.3%)×20%　⒂」の欄は、令第155条の25第１号に規定する個別所得金額がない場合には、「又は⑭のいずれか多い金額」を消すこと。

別表四の表中「損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税（附帯税を除く。）」を「損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）」に、「受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「16」又は「33」）から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八(二)「13」）」を「受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「13」又は「26」）外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八(二)「26」）」に、「関連者等に係る支払利子等の損金不算入額「25」）」を「関連者等に係る支払利子等の損金不算入額（別表十七(二の二)「25」又は「30」）」に、「法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別」を「法人税額から控除される所得税額（別表六(一)「13」）」に、「新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(三)「40」）」を「新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(三)「43」）」に改め、同表の記載要領第１号中「確定申告」の次に「(法第74条第１項（確定申告）(所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法